

第 39 回世界遺産委員会決議の対応方針について

1. 知床に関する決議について
別紙 1 のとおり
2. 決議に対する対応方針について
以下の項目について検討を行い提出する予定。

- 日本海や資産内におけるトドの健全な個体群を維持するための締約国の努力に留意し (notes)、資産内及びより広域な海上景観において安定～増加するトドの個体数を維持するために、採捕上限頭数を定期的に点検・調節するよう、強く勧める (urges)。

【海域WG】

- ・遺産地域内海域の海洋生態系の保護管理の取組
(平成 27 年 1 月に提出した保全状況報告のうち「I. トドの年間捕獲割り当て数及び捕獲数の情報のアップデート及び資産内の個体数の動向を報告すること(決議項目 4)」に係る報告内容を時点更新して提出する予定。)

- 更に締約国に対し、ルシャ川の 3 つのダムの影響を十分に緩和するため、地方自治体及び地域住民と緊密に協議しつつ、これらのダムについて完全撤去という選択肢の検討を含む更なる改善を継続すること、また、水面下のコンクリートの除去という選択肢も検討すること、更に、表流水と伏流水の正常な流れを回復させるとともに河川の枝別れや蛇行化を促進することでサケ科魚類の産卵環境を改善させるために、旧孵化場に通じる道路や橋を完全に廃止・撤去することを、強く勧める (urges)。

【河川工作物AP】

- ・ダム 3 基のさらなる改良の検討及び改良の実施に向けた取組
- ・前回の報告以降、これまでの主な取組
- ・橋と道路の取扱いの検討及び産卵環境の改善の取組
- ・別添資料として、ルシャ川ダムの設置目的や経緯など

- 締約国及び IUCN の SCC サケ科魚類専門家グループに対し、現在得られる最善の科学的知見に基づき、最も適切かつ実践可能な解決策に関するコンセンサスを見出すこと、及び、これらの課題に関する助言を行う IUCN の諮問ミッションを招聘する可能性を検討することを勧告する (recommends)。

【河川工作物AP】

- ・上記項目の課題について検討を深め、その後の対応について検討

- また、締約国に対し、2017年の第41回会合での世界遺産委員会による検討のために、世界遺産センターに2016年12月1日までに、本資産の保全状況や上記の実施状況について、1ページの要約を含む最新の報告書を提出するよう要請する (requests)。

保全状況報告について、期限までに提出